

令和4年度香芝市一般会計予算書の一部訂正について
令和4年度香芝市一般会計予算書の一部を次のように訂正する。

(訂正前)

< 1 ページ >

1. 令和4年度香芝市一般会計予算

(歳入歳出予算)

第2条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 26,510,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(訂正後)

< 1 ページ >

1. 令和4年度香芝市一般会計予算

(歳入歳出予算)

第2条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 26,082,210 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(訂正前)

< 2～4ページ >

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
10 地 方 交 付 税		<u>4,981,000</u>
	1 地 方 交 付 税	<u>4,981,000</u>
14 国 庫 支 出 金		<u>4,512,657</u>
	1 国 庫 負 担 金	2,733,554
	2 国 庫 補 助 金	<u>1,762,150</u>
	3 委 託 金	16,953
21 市 債		<u>1,910,500</u>
	1 市 債	<u>1,910,500</u>
歳 入	合 計	<u>26,510,000</u>

(訂正後)

< 2～4ページ >

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
10 地 方 交 付 税		<u>4,942,710</u>
	1 地 方 交 付 税	<u>4,942,710</u>
14 国 庫 支 出 金		<u>4,342,157</u>
	1 国 庫 負 担 金	2,733,554
	2 国 庫 補 助 金	<u>1,591,650</u>
	3 委 託 金	16,953
21 市 債		<u>1,691,500</u>
	1 市 債	<u>1,691,500</u>
歳 入	合 計	<u>26,082,210</u>

(訂正前)

< 5、6 ページ >

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
5 農 林 商 工 費		<u>307,360</u>
	1 農 業 費	169,064
	2 林 業 費	6,064
	3 商 工 費	<u>132,232</u>
6 土 木 費		<u>2,571,595</u>
	1 土 木 管 理 費	68,568
	2 道 路 橋 梁 費	558,317
	3 河 川 費	59,709
	4 都 市 計 画 費	<u>1,874,761</u>
	5 住 宅 費	10,240
7 消 防 費		<u>880,589</u>
	1 消 防 費	<u>880,589</u>
歳 出	合 計	<u>26,510,000</u>

(訂正後)

< 5、6 ページ >

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
5 農 林 商 工 費		<u>307,060</u>
	1 農 業 費	169,064
	2 林 業 費	6,064
	3 商 工 費	<u>131,932</u>
6 土 木 費		<u>2,141,437</u>
	1 土 木 管 理 費	68,568
	2 道 路 橋 梁 費	558,317
	3 河 川 費	59,709
	4 都 市 計 画 費	<u>1,444,603</u>
	5 住 宅 費	10,240
7 消 防 費		<u>883,257</u>
	1 消 防 費	<u>883,257</u>
歳 出	合 計	<u>26,082,210</u>

(訂正前)

< 8 ページ >

第 3 表

地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
まちづくり事業	<u>354,500</u>	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
合 計	<u>1,910,500</u>			

(訂正後)

< 8 ページ >

第 3 表

地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
まちづくり事業	<u>135,500</u>	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
合 計	<u>1,691,500</u>			